

東京都災害拠点連携病院設置運営要綱

平成 25 年 4 月 25 日 24 福保医救第 1415 号

第 1 目的

この要綱は、東京都災害拠点病院設置運営要綱（昭和 61 年 1 月 17 日付 60 衛医対第 815 号）に定める東京都災害拠点病院と連携し、医療救護活動を実施する病院（以下「災害拠点連携病院」という。）を整備し、災害時における傷病者の適切な医療を確保することを目的とする。

第 2 設置運営主体

災害拠点連携病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事（以下「知事」という。）の指定を受けた病院の開設者

第 3 指定

知事は、別に定める東京都災害拠点連携病院指定要領に基づき、災害拠点連携病院の指定を行う。

ただし、指定を行った後において、必要に応じて、知事は災害拠点連携病院に対して災害対応能力についての改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、災害拠点連携病院の指定を取り消すことができるものとする。

第 4 運営方針

- (1) 災害拠点連携病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、知事の要請により傷病者の受入及び災害拠点病院を支援する病院として必要な医療救護活動を行うものとする。
- (2) 災害拠点連携病院は、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員及び使用可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- (3) 災害拠点連携病院は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- (4) 災害拠点連携病院は、原則として区市町村が設置した医療救護所及び緊急医療救護所（以下「医療救護所等」という。）では対応できない中等症者又は容態の安定した重症者を受入れるものとする。
- (5) 災害拠点連携病院は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動に係る状況を都、区市町村等に連絡するものとする。

- (6) 受療者の医療費の取扱いは、災害救助法が適用された場合、同法第33条の規定によるものとする。

第5 災害拠点連携病院の指定要件等

(1) 対象病院

ア 「救急病院等を定める省令」(昭和39年2月20日厚生省令第8号)に基づき、知事から救急病院である告示を受けている病院

イ その他、同等の機能を有すると知事が認める病院

(2) 指定基準

以下の基準を指定日までに満たしていること。

ア 災害時の医療について相当の知識及び経験を有する(中等症程度の外傷患者を処置できる)医師が診療に従事していること。

イ 中等症程度の外傷患者の処置を行うために必要な施設及び設備を有すること。

ウ 災害時に病院機能を維持するため自家発電機等を保有し、電源の確保が行われていること。

(3) 整備基準

指定日において、以下の事項を満たしていない場合には、速やかに整備すること。

ア 都が別に定める日までに、広域災害救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えていること。

イ 都が別に定める日までに、衛星電話などの衛星通信を用いた通信手段を保有し、非常時の情報通信体制を整えていること。

ウ 災害時に診療提供を行う施設が、耐震耐火構造を有していること。

エ 災害対応マニュアル及び事業継続計画(BCP)を有すること。

第6 防災訓練の実施等

災害拠点連携病院の管理者(以下「施設管理者」という。)は、防災訓練を毎年1回以上行うこと。また実施した訓練の検証を行い、適宜、災害対応マニュアル及び事業継続計画(BCP)の見直しを行うこと。

第7 活動及び現況の報告

施設管理者は、毎年4月30日までに、前年度の活動及び現況について、以下様式を用いて福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告し、確認を受けなければならない。ただし、救急告示を受けている病院については別紙第3号様式の報告を省略することができる。

- (1) 別紙第1号様式 災害時体制整備調査票

- (2) 別紙第2号様式 防災訓練実施概要
- (3) 別紙第3号様式 病院概況調査票

第8 災害拠点連携病院運営協力金の交付

都は、衛星電話並びにその他の衛星通信装置の適正な維持管理、防災訓練及び都が行う災害医療に関する調査並びに災害医療対策の取組への協力を行う病院の開設者に対し、次により運営協力金を交付するものとする。

(1) 交付対象

災害拠点連携病院の開設者（国、独立行政法人及び東京都を除く。）に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害拠点連携病院運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については福祉保健局医療政策部長が別に定める。

附則 この要綱は平成25年4月1日から施行する。